

西宮市営改良住宅等同居承認要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市営住宅条例（平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。）第18条並びに西宮市営住宅条例施行規則（平成9年西宮市規則第1号。以下「規則」という。）第15条及び第16条に規定する同居承認のうち、改良住宅及び規則第6条に規定するコミュニティ住宅（以下「改良住宅等」という。）の同居承認について、必要な事項を定める。

(同居の種類)

第2条 同居は、次に掲げるものをいう。

(1) 一時同居

規則第16条第2項に規定する病気にかかっていることその他特別な事情による同居で、以下のものをいう。

ア 名義人が、通学、通院等の理由により同居することが必要な者を同居させること。

イ 名義人が、市営住宅の家賃等の滞納が有る配偶者（内縁関係、西宮市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーを含む）を同居させること。

ウ 名義人又は同居者が、親権者のいる未成年者をその監護を目的として同居させること。

エ 未成年の子がいる世帯において、子の監護を目的として名義人の三親等内の親族を同居させること。

(2) 介護同居

規則第16条第2項に規定する病気にかかっていることその他特別な事情による同居で、名義人、同居者又は同居しようとする者が介護を必要とするときに同居させること。

(3) 一般同居

前2号に規定する以外の一般的な同居

(承認基準)

第3条 市長は、改良住宅管理上支障がないと認める場合、名義人及び同居しようとする者が次の各号に掲げる条件を備えるときは、一般同居の承認をすることができる。

(1) 同居しようとする者が、名義人の3親等以内の親族等で、次のいずれかの事情により同居しなければならない者であること。ただし、配偶者のいる者が配偶者と別居することを目的として同居する場合は、これを認めない。

ア 名義人が婚姻（内縁関係、西宮市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーシップ宣誓を含む）し、その配偶者またはパートナーが同居するとき。

イ 同居者が婚姻（内縁関係、西宮市パートナーシップ宣誓証明制度に基づくパートナーシップ宣誓を含む）し、その配偶者またはパートナーが同居するとき。

ウ 名義人又は同居者が出産し、出生した者が同居するとき。

エ 名義人又は同居者に親権がある未成年者を引き取るとき。

オ アからエを除き、住宅に困窮している者であるとき。

(2) 名義人及び同居しようとする者が、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第32条第1項第1号から第5号（法第32条第1項第2号に該当する場合であって、前号ア、ウ又はエに該当する場合を除く。）のいずれにも該当していないこと。

2 市長は、前項の規定にかかわらず一時同居及び介護同居の承認をすることができる。

3 規則第16条第2項に規定する期限は、前条第1号イ及びウをのぞき1年を限度とし、

更新を妨げない。

(手続きの準用)

第4条 西宮市営住宅同居承認要綱（以下「市営住宅同居要綱」という。）第4条の規定は、改良住宅等の一般同居、一時同居及び介護同居の承認並びに同居期間の更新にかかる手続きについて準用する。

(同居者の退去の準用)

第5条 市営住宅同居要綱第5条の規定は、改良住宅等の同居者の退去について準用する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるほか必要な事項は、住宅部長が定める。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年12月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年7月1日から実施する。